

巨理町災害危険区域に関する条例施行規則

平成 24 年 6 月 18 日

規則第 12 号

(目的)

第 1 条 この規則は、巨理町災害危険区域に関する条例（平成 24 年巨理町条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示の方法)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項の規定による告示は、次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

(1) 条例第 3 条第 1 項の規定により町長が指定する区域

(2) 条例第 3 条第 2 項に規定する図書の縦覧場所

(災害に対し安全な構造等)

第 3 条 条例第 4 条第 2 項の規定による災害に対し安全な構造とは、建築物の計画が東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成 23 年 11 月 17 日国住指第 2570 号）の規定に適合すると構造診断者が認め、津波に対する構造基準適合証明書（様式第 1 号）が交付された建築物とする。

2 前項の規定による構造診断者とは、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に規定する一級建築士とする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

津波に対する構造基準適合証明書

申請者	住所	
	氏名	
建築予定地	亘理町	
予定建築物	造 階建て 延床面積	m ²
主要用途		
構造基準	1 津波に対する構造耐力上の安全性に係る基準 2 津波の最大浸水深を考慮した避難スペースの高さの設定に係る基準 3 主要構造部が鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造	

上記の申請が「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について（技術的助言）」（平成23年11月17日 国住指第2570号）に定める基準に適合することを証明します。

年 月 日

※ 基準判定に際し、設計用浸水深は以下の通りとする。

- (1) 荒浜地区 3m～5m
- (2) 吉田地区 5m～10m

証明を行った 一級建築士	氏名	印	
	住所		
	登録年月日		
	登録番号		
証明を行った 建築士の属する 建築士事務所等	名称		
	所在地		
	事務所等の別		
	登録年月日及び登録番号		